**入所申請時同意書**

　　　学童保育所の入所申請に当たり，以下の１８項目を理解し，同意いただく必要があります。全ての内容を確認の上，右下の欄に署名し，入所申請書に添えて提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 　入所の審査に必要な範囲で，子育て支援課の担当職員が，八千代市の保有する児童及び世帯員（同一住所別世帯を含む。）の住民基本台帳等を閲覧します。 |
| ２ | 　申請書（添付書類を含む。）の内容が事実と異なる場合，入所を取り消すことがあります。 |
| ３ | 　証明書類がない場合及び未記入がある場合は，入所審査で不利になることがあります。また，入所要件に該当することが確認できない場合は申請を却下します。 |
| ４ | 　父母以外の同居者（同一住所別世帯を含む。）も入所要件を満たす必要があります。未提出書類がある場合，審査の際に指数を減点します。 |
| ５ | 　申請後，家族の状況や就労状況が変わった場合，１４日以内に変更届又は新しい就労証明書を提出してください。 |
| ６ | 　育児休業中で復職予定の方は，入所決定後に復職証明書又は新たに就労証明書を提出する必要があります。 |
| ７ | 　保護者が育児休業中の場合は，その児童は復職日の前日まで学童保育所を利用できません。 |
| ８ | 　勤務先が休日等の場合は，家庭での保育にご協力ください。 |
| ９ | 　お迎えは必ず開所時間内に来てください。 |
| １０ | 　習い事等の都合でひとり帰宅を希望する場合は，入所決定後に別途手続きが必要となります。次の時間を過ぎると，ひとり帰宅ができません。　　4月～9月・3月：17時　　10月・2月：16時30分　　11月～1月：16時 |
| １１ | 　児童が休む場合は，必ず事前に学童保育所へ連絡してください。 |
| １２ | 　学校給食のない日は，お弁当を持たせてください。 |
| １３ | 　仕事を辞めて求職活動をする場合，退職した月から2か月間は学童保育所を利用することができます。2か月目の10日（土日祝の場合は直前の平日）までに入所要件を満たす書類を提出できない場合は，退所となります。 |
| １４ | 　保育料を滞納した場合，条例に基づき出席停止を命じることがあります。また，督促状・催告書を発行するほか，担当職員による自宅訪問，学童保育所での面談，電話催告を行います。 |
| １５ | 　学童保育所の保育料を３か月以上滞納した場合，条例に基づき退所を命じ，法的手続を行うことがあります。 |
| １６ | 　入所は，３月３１日まで（病気等の場合は必要な期間）です。令和６年４月以降も入所を希望する場合は，あらためて申請が必要です（全ての児童が，毎年，入所審査を受けます。）。 |
| １７ | 　入所が不承諾となった場合，令和５年度内は継続して毎月入所審査を行いますが，令和６年４月入所については，あらためて申請が必要です。 |
| １８ | 児童の健全な育成を図るため，教育委員会，学校，保育所等と児童の個人情報を共有することがあります。 |

上記の記載事項を確認しました。

令和　　年　　月　　日

保護者氏名